

○ 公務外等文書料の支給要綱(平成21年3月24日伺定)新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(支給対象及び支給額)</p> <p><b>第2条</b> [略]</p> <p>[一～四 略]</p> <p><b>2</b> 公務外等文書料の支給額は、各事案につき、医学的文書等のそれぞれに要した費用の額（当該額が次の各号に掲げる額を超える場合は、次の各号に掲げる額）を合計して得た額とする。</p> <p>一 医学的文書 1通につき<u>6,000円</u></p> <p>[二 略]</p>	<p>(支給対象及び支給額)</p> <p><b>第2条</b> [同左]</p> <p>[一～四 同左]</p> <p><b>2</b> 公務外等文書料の支給額は、各事案につき、医学的文書等のそれぞれに要した費用の額（当該額が次の各号に掲げる額を超える場合は、次の各号に掲げる額）を合計して得た額とする。</p> <p>一 医学的文書 1通につき<u>5,000円</u></p> <p>[二 同左]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	